二　インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認

三回目及び四回目の滞在の期間の更新のためにインドネシア人看護師等に関する指針により在留期間の更新の許可を受けようとするインドネシア人介護福祉士候補者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、三回目の滞在の期間の更新の場合は次の１に掲げる要件を、四回目の滞在の期間の更新の場合は次の２に掲げる要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

１　第二の二の１の⑷のイの要件、同３の⑺の要件並びに同４の⑴及び⑵の要件

２　第二の二の１の⑷のロの要件、同３の⑺の要件並びに同４の⑴及び⑵の要件

第七　（略）

第六　（略）

○原子力規制委員会告示第二号

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）第十四条第三号の規定に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年四月原子力規制委員会告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十二日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（運転管理責任者に係る基準） **第十条**　規則第十四条第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準は、次のとおりとする。 一　発電用原子炉施設の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。 二～四　（略）	（運転管理責任者に係る基準） **第十条**　規則第十四条第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準は、次のとおりとする。 一　発電用原子炉の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。 二～四　（略）

その他告示

○農林水産省告示第三百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
資源管理基本方針 第１　資源管理に関する基本的な事項 １　（略） ２　資源管理に関する基本的な考え方 （略） ⑴～⑶　（略）	資源管理基本方針 第１　資源管理に関する基本的な事項 １　（略） ２　資源管理に関する基本的な考え方 （略） ⑴～⑶　（略）